○防衛省告示第七十六号

海上におけるチャフ及びフレア発射試験を次のとおり実施する。

平成二十三年四月八日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十三年四月二十二日（予備日、同月二十三日）の一〇〇〇から一七〇〇まで

区　域　野島埼南方の次のアからエまでの四地点を順次結んだ線及びアの地点とエの地点を結んだ線により囲まれる区域並びにその上空で海面から高度二〇〇〇〇フィート以下までの間

ア　北緯三四度三三分一九秒　東経一四〇度二〇分〇〇秒

イ　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

ウ　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

エ　北緯三四度二二分一九秒　東経一四〇度一〇分三九秒

実施機　次期固定翼哨戒機一機

その他　一　発射試験は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、発射海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の緯経度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第七十七号

海上におけるチャフ及びフレア発射試験を次のとおり実施する。

平成二十三年四月八日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十三年四月二十八日（予備日、同月二十九日、同月三十日及び五月二日）の一〇〇〇から一七〇〇まで

区　域　野島埼南方の次のアからエまでの四地点を順次結んだ線及びアの地点とエの地点を結んだ線により囲まれる区域並びにその上空で海面から高度二〇〇〇〇フィート以下までの間

ア　北緯三四度三三分一九秒　東経一四〇度二〇分〇〇秒

イ　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

ウ　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

エ　北緯三四度二二分一九秒　東経一四〇度一〇分三九秒

実施機　次期固定翼哨戒機一機

その他　一　発射試験は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、発射海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の緯経度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第七十八号

海上におけるチャフ及びフレア発射試験を次のとおり実施する。

平成二十三年四月八日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十三年五月十三日（予備日、同月十四日）の一〇〇〇から一七〇〇まで

区　域　野島埼南方の次のアからエまでの四地点を順次結んだ線及びアの地点とエの地点を結んだ線により囲まれる区域並びにその上空で海面から高度二〇〇〇〇フィート以下までの間

ア　北緯三四度三三分一九秒　東経一四〇度二〇分〇〇秒

イ　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

ウ　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

エ　北緯三四度二二分一九秒　東経一四〇度一〇分三九秒

実施機　次期固定翼哨戒機一機

その他　一　発射試験は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、発射海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の緯経度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第七十九号

海上におけるチャフ及びフレア発射試験を次のとおり実施する。

平成二十三年四月八日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十三年五月二十日（予備日、同月二十一日）の一〇〇〇から一七〇〇まで

区　域　野島埼南方の次のアからエまでの四地点を順次結んだ線及びアの地点とエの地点を結んだ線により囲まれる区域並びにその上空で海面から高度二〇〇〇〇フィート以下までの間

ア　北緯三四度三三分一九秒　東経一四〇度二〇分〇〇秒

イ　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

ウ　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

エ　北緯三四度二二分一九秒　東経一四〇度一〇分三九秒

実施機　次期固定翼哨戒機一機

その他　一　発射試験は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、発射海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の緯経度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八十号

海上におけるチャフ及びフレア発射試験を次のとおり実施する。

平成二十三年四月八日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十三年五月二十七日（予備日、同月二十八日）の一〇〇〇から一七〇〇まで

区　域　野島埼南方の次のアからエまでの四地点を順次結んだ線及びアの地点とエの地点を結んだ線により囲まれる区域並びにその上空で海面から高度二〇〇〇〇フィート以下までの間

ア　北緯三四度三三分一九秒　東経一四〇度二〇分〇〇秒

イ　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

ウ　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

エ　北緯三四度二二分一九秒　東経一四〇度一〇分三九秒

実施機　次期固定翼哨戒機一機

その他　一　発射試験は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、発射海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の緯経度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八十一号

海上におけるチャフ及びフレア発射試験を次のとおり実施する。

平成二十三年四月八日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十三年六月十日（予備日、同月十一日）の一〇〇〇から一七〇〇まで

区　域　野島埼南方の次のアからエまでの四地点を順次結んだ線及びアの地点とエの地点を結んだ線により囲まれる区域並びにその上空で海面から高度二〇〇〇〇フィート以下までの間

ア　北緯三四度三三分一九秒　東経一四〇度二〇分〇〇秒

イ　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

ウ　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

エ　北緯三四度二二分一九秒　東経一四〇度一〇分三九秒

実施機　次期固定翼哨戒機一機

その他　一　発射試験は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、発射海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の緯経度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第二百二十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月八日

関東地方整備局長　下保　修

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百九十八号　市川市国分七丁目一一四一番二地先から同市国分七丁目一一三三番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年四月八日